第21期

定時株主総会
招集ご通知

日時 2026年３月25日（水曜日）
午前10時

場所 東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ２階
ソラシティカンファレンスセンター
Terrace Room

Unite & Grow

ユナイトアンドグロウ株式会社
証券コード：4486

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
ここに第21期定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたりご挨拶申しあげます。
株主の皆様からの多大なるご支援・ご協力のおかげをもちまして、当社は2025年2月に創業20周年を迎えることができました。心より感謝を申しあげます。

中堅・中小の成長企業にとって、社内向けのIT人材を多様かつ多数抱えるのは難しく、大きな課題があります。この課題の解決に向けて、当社は「シェアード社員®」の支援体制を強化してまいりました。

当期においては、価格改定や雇用拡大による高付加価値化が順調に進んだほか、新たな特化型サービスとして「ITインフラ」を開始するなど、さらなる事業拡大に邁進いたしました。

この結果、経営成績は売上高3,514百万円（前期比18.5%増）、営業利益560百万円（同41.7%増）となり、大幅な増収増益を達成することができました。

当社は現在、2035年に向けた長期ビジョン「UGビジョン30th」を掲げております。売上高100億円、営業利益20億円、従業員数1,000人という目標の順次達成に向け、年平均15%の成長を継続し、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申しあげます。

2026年３月

取締役社長　**須田 騎一朗**

証券コード　4486
2026年３月９日
（電子提供措置の開始日　2026年３月３日）

株　主　各　位

東京都千代田区神田駿河台四丁目３番地
ユナイトアンドグロウ株式会社
取締役社長　須田　騎一朗

第21期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第21期 定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第21期 定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.ug-inc.net/ir

　また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトにアクセスし、銘柄名（会社名）又は証券コード「4486」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年３月24日（火曜日）午後６時まで**に事前の議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年３月25日（水曜日）午前10時

2．場　　所　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ２階
ソラシティカンファレンスセンター　Terrace Room

3．目的事項

報告事項　第21期（2025年１月１日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

4．議決権の行使についてのご案内

（1）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年３月24日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

（2）インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2026年３月24日（火曜日）午後６時までに行使ください。

（3）書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

（4）インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

（5）議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

５．インターネットによる事前質問の受付についてのご案内

受付期間　2026年３月９日（月）午前10時から2026年３月18日（水）午後５時まで
受付方法　当社ウェブサイト
https://www.ug-inc.net/ir/stock-information/general-meeting

議決権行使書用紙に記載の株主番号（９桁の半角数字）及び氏名等をご入力のうえ、質問内容をご入力ください。株主の皆様の関心の高いと思われる事項につきまして、本定時株主総会で取り上げさせていただく予定です。なお、すべてのご質問に回答するものではございませんので、あらかじめご了承ください。

※ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年３月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年３月24日（火曜日）
午後６時00分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年３月24日（火曜日）
午後６時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

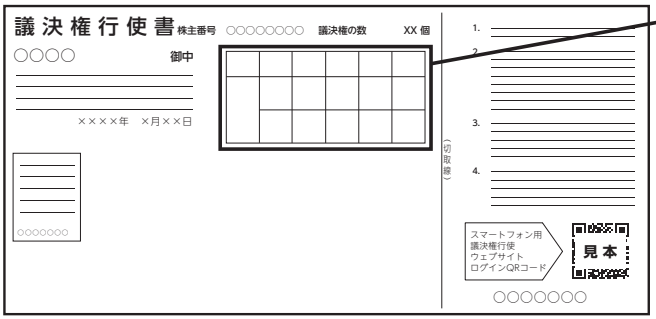

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、３号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

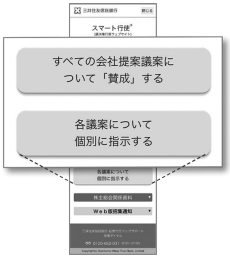

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

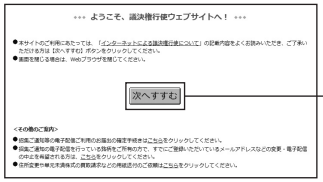

「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

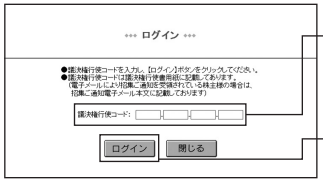

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

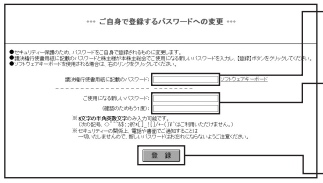

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00 ～ 21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。第21期の期末配当につきましては、当社の業績、財政状態及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金13円　　総額103,518,688円

（ご参考）当社は2025年７月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。2025年６月30日を基準日としてお支払いしました中間配当金（１株につき30円）は、当該株式分割実施後の１株当たり配当金に換算すると15円に相当しますので、期末配当と合わせた当期の年間配当金は、１株につき28円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

2026年３月26日（木曜日）

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役１名を増員することとし、取締役６名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	すだ きいちろう 須田 騎一朗 (1966年５月14日生) 【再任】	1990年１月　㈱エスコム　入社 1991年４月　㈱ユニバーサル・データ　入社 1994年４月　㈱多摩通信機　入社 1994年９月　㈱ケイネット　入社 1996年１月　㈱ピー・オー・ブイ・アソシエイツ　入社 1997年７月　㈱キューアンドエー（現 キューアンドエー㈱）設立　代表取締役社長 2005年２月　当社　設立　代表取締役社長（現任） 2014年９月　エス・アセットマネジメント㈱　代表取締役（現任） 2015年９月　ｆｊコンサルティング㈱　取締役 2020年10月　ビズメイツ㈱　社外取締役（現任） 【取締役候補者とした理由】 当社の創業者として、当社グループの経営全般を統括しております。会社経営やＩＴ分野に関する経験と見識を有しており、今後も当社グループ全体の企業価値向上と持続的な成長に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	1,277,900株
2	たかい よういち 髙井 庸一 (1969年11月13日生) 【再任】	1994年４月　㈱リセ二十一　入社 1998年７月　日本総合通信㈱　入社 1999年９月　シーオン㈱　入社 2001年３月　ソイリックジャパン㈱　入社 2004年４月　同社　取締役 2006年12月　当社　入社 2013年３月　当社　取締役　インソーシング事業本部長 2020年３月　ｆｊコンサルティング㈱　取締役 2021年１月　当社　取締役　人材開発本部長 2025年１月　当社　取締役　ＨＲ本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 企業経営者としての幅広い経験とＩＴ分野に関する見識を有しており、当社の事業及び人材開発を担ってきた経験と実績を踏まえ、今後も当社の持続的な企業価値の創出に活かすことができるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	67,600株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	おか　みえこ 岡　美恵子 (1967年5月18日生) 【再任】	1988年４月　㈱全教研　入社 1996年12月　立花公認会計士事務所（現 税理士法人ＴＡＣＨＩＢＡＮＡ）入所 2001年２月　安西会計事務所　入所 2002年３月　スカイウェイブ㈱　入社 2005年10月　当社　入社 2011年３月　当社　取締役　管理本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 事業会社及び会計事務所での豊富な経験と見識を有しており、当社の管理全般を一貫して担ってきた実績を踏まえ、今後も当社の持続的な企業価値向上と経営基盤の強化に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	187,600株
4	さいとう　ともよし 齋藤智芳 (1989年11月10日生) 【再任】	2012年４月　みずほ証券㈱　入社 2016年４月　当社　入社 2019年１月　当社　執行役員　第１インソーシング事業部長 2020年１月　当社　執行役員　事業副本部長 2021年１月　当社　執行役員　ＩＳ事業本部長 2021年３月　ｆｊコンサルティング㈱　取締役 2022年３月　当社　取締役　インソーシング事業本部長 2026年１月　当社　取締役　インソーシング事業本部担当兼経営企画室長（現任） 【取締役候補者とした理由】 金融機関での実務経験や専門知識を有し、当社の事業活動において重要な役割を担ってきた経験と実績を踏まえ、今後の企業価値創出における重要事項の決定及び業務執行を行うにふさわしいと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	12,800株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	ひらばやし　よしのり 平林由義 (1962年12月6日生) 【再任】	1983年4月　㈱コスモ・エイティ　入社 1991年11月　セコム㈱　入社 1994年11月　セコム情報システム㈱　入社 1996年10月　㈱ハウコム（現 パーソルビジネスプロセスデザイン㈱）設立　取締役 2000年4月　生活協同組合コープランド東京　理事 2010年6月　㈱ハウコム（現 パーソルビジネスプロセスデザイン㈱）代表取締役社長 2018年10月　パーソルワークスデザイン㈱（現 パーソルビジネスプロセスデザイン㈱）　代表取締役社長 2023年4月　同社　相談役（現任） 2023年8月　㈱ニューロスカイ（現 ㈱Bio Search）代表取締役 2024年3月　当社　社外取締役（現任） 2024年8月　㈱ニューロスカイ（現 ㈱Bio Search）取締役（現任） 2025年6月　生活協同組合コープランド東京　理事（現任） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 会社経営やＩＴ分野での幅広い見識と豊富な経験を有し、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに当社経営全般に対する助言・提言等を期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。	2,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	こがさとし 古我知史 (1959年3月9日生) 【新任】	1981年4月 Monsanto Japan Ltd.（現 Bayer）入社 1989年6月 Citibank N.A. マーケティング本部 商品開発室長 1993年9月 ウィルコムズ㈲ 取締役（現任） 1995年3月 Mckinsey & Company Inc. 入社 1997年10月 ウィルキャピタルマネジメント㈱ 代表取締役（現任） 2011年3月 ㈱チームクールジャパン 代表取締役（現任） 2018年6月 ㈱セルム 取締役 2018年8月 ㈱インバウンドプラットフォーム 社外取締役（現任） 2019年1月 アリストテレスパートナーズ㈱ 代表取締役（現任）	－
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 会社経営やコンサルティング・投資分野での豊富な知見と幅広い経験を有し、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに当社経営全般に対する助言・提言等を期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．平林由義氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、平林由義氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

3．古我知史氏は、社外取締役候補者であります。古我知史氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

4．当社は、平林由義氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社定款で定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5．当社は、社外取締役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することとしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社定款で定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、古我知史氏の選任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

6．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（Ｄ＆Ｏ保険）を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役蓮池隆夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了するときまでとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
たけした　よしゆき 竹下　慶之 (1960年６月15日生) 【新任】	1984年４月　日本信販㈱（現　三菱UFJニコス㈱）　入社 2000年11月　CSCジャパンリミテッド（現　DXCテクノロジー・ジャパン(同)）　入社 2002年12月　ニイウス㈱（現　㈱ラック）　入社 2004年12月　㈱日本情報センター（現　㈱日本信用情報機構）入社 2010年４月　同社　経営企画部長 2016年１月　同社　総合リスク管理部長 2017年10月　同社　システム本部副本部長兼システム運用部長 2018年４月　同社　執行役員システム本部副本部長兼システム開発部長 2020年６月　同社　執行役員システム本部長 2021年６月　同社　常勤監査役	－
	【社外監査役候補者とした理由】 大手カード会社での経験並びに大手システム開発会社で培われたＩＴ分野に関する幅広い見識及び監査経験により、当社の業務執行体制について内部統制面から適切な監査を担っていただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります 。	

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．竹下慶之氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、竹下慶之氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

３．当社は、社外監査役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することとしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、竹下慶之氏の選任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（Ｄ＆Ｏ保険）を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

＜ご参考＞ 役員のスキルマトリックス（本総会において候補者を原案どおりご選任いただいた場合）

氏名	当社における地位	企業経営	財務・会計	内部統制ガバナンス	組織・人材	事業知見
須田　騎一朗	取締役社長	●			●	● ＩＴ・マーケティング
髙井　庸一	取締役	●			●	● マーケティング
岡　美恵子	取締役		●	●	●	
齋藤　智芳	取締役				●	● ＩＴ
平林　由義	社外取締役	●	●			● ＩＴ
古我　知史	社外取締役	●				● コンサルティング
肥後　一雄	常勤社外監査役			●		● 人事
依田　修一	社外監査役			●		● 法務
鈴木　雅子	社外監査役	●		●	●	● 人事
竹下　慶之	社外監査役			●		● ＩＴ

（注）上記スキルマトリックスは、取締役・監査役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

以上

事　業　報　告

（2025年１月１日から
2025年12月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などを背景に、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、断続的な物価上昇による個人消費への影響や米国の通商政策、金融資本市場の変動が世界経済に与える影響も懸念され、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、国内における慢性的な人材の需給逼迫により、企業の持続的成長や競争力強化の中核を担うコーポレートＩＴ人材（社内のＩＴツールやシステムを効果的に活用し、ＩＴを活用した経営課題に取り組む人材）の確保は、中堅・中小企業においてますます困難な状況にあり、企業の成長にかかわる大きな要因となっております。

このコーポレートＩＴの人材不足という社会課題に対し、当社はＩＴ人材と知識をシェアする会員制サービス「シェアード社員®」を提供することで、企業の持続的成長を支援しております。コーポレートＩＴ人材への需要に応え、企業が抱える様々な課題の解決に向けて支援体制を強化するべく、当社では継続して人材への投資に力を入れてまいりました。人材育成面では、外部の知見を活用した実践的な研修による高度な専門スキルの習得や、自律人材に必要な思考や行動を学ぶための教育プログラムを全社的に展開することで、組織とサービスの強化に取り組んでおります。また、人材の確保と定着を図るため、福利厚生の一環として社宅制度を導入いたしました。シェアード社員を基盤とした特化型サービスとして、当事業年度よりＩＴインフラの支援を開始しており、今後も新たな特化型サービスの開発に継続して取り組んでまいります。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高3,514,731千円（前期比18.5％増）、営業利益560,387千円（同41.7％増）、経常利益561,647千円（同36.4％増）、当期純利益410,894千円（同6.9％増）となりました。

当社は、当事業年度より、報告セグメントを従来の「コーポレートＩＴ総合支援」及び「コーポレートＩＴ内製開発支援」から、「コーポレートＩＴ部門の業務支援事業」の単一セグメントに変更したため、セグメントごとの記載はしておりませんが、サービス別の経営成績の概要は以下のとおりであります。

①　情シス総合　<情シスのシェアード社員>

中堅・中小企業に対して、コーポレートＩＴを総合的に支援する会員制サービス「シェアード社員®」を提供しております。ＩＴ人材と知識をシェアすることで、中堅・中小企業のＩＴに関する人材不足の解消、課題解決、経済的負担の軽減、企業のＤＸ化を推進し、顧客の成長加速を支援しております。当事業年度の売上高は3,171,422千円となりました。

②　内製開発　<内製開発のシェアード社員>

情シス総合を基盤として、ローコード開発ツールを活用した各種社内システムの内製開発を支援しております。保守メンテナンスを充実させ、内製開発に特化することによりノウハウを蓄積し、独自のチーム制開発手順により顧客側にもノウハウを残すことを目的としております。当事業年度の売上高は207,518千円となりました。

③　ＩＴインフラ　<ＩＴインフラのシェアード社員>

当事業年度より開始した新たな特化型サービスです。

情シス総合を基盤として、サーバやネットワーク等ＩＴインフラの構築・運用保守に特化した支援を行っております。インフラ業務に特化して蓄積したノウハウを活かし、顧客のＩＴインフラの最適化を実現いたします。当事業年度の売上高は135,790千円となりました。

コーポレートＩＴ部門の業務支援事業全体としては、当事業年度においてサービス利用規程をバージョンアップし、価格改定を実施いたしました。既存顧客のすべての実働会員に対して丁寧な説明と提案を行い、改定価格を段階的に適用してまいりました。

この結果、当事業年度末における会員数は814社（前期比42社増）、そのうち実働会員は243社（同1社減）、実働会員の関連会社支援社数は190社（同39社増）となり、実質支援社数は433社（同38社増）となっております。また、シェアード社員数は274人（同32人増）となり、シェアード社員の稼働１時間あたりの売上高は9,403円（同11.4％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 18 期 (2022年12月期)	第 19 期 (2023年12月期)	第 20 期 (2024年12月期)	第 21 期(当期) (2025年12月期)
売　上　高　(千円)	2,218,372	2,552,095	2,967,183	3,514,731
経　常　利　益　(千円)	313,276	376,417	411,628	561,647
当　期　純　利　益　(千円)	233,570	279,559	384,343	410,894
1株当たり当期純利益　(円)	30.53	35.73	48.94	52.05
総　資　産　(千円)	2,285,771	2,482,490	3,079,067	3,475,382
純　資　産　(千円)	1,519,969	1,740,570	2,041,443	2,240,342
1株当たり純資産額　(円)	194.43	221.85	258.68	283.34

(注) 1．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期末発行済株式総数は、自己株式を控除しております。
2．株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
3．2025年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 子会社の状況
該当事項はありません。

（10）対処すべき課題

① 人材の採用

当社の事業は、人によって売上をつくり、組織とサービスによって付加価値を生み社会の役に立つというものであり、人材の採用が常に最重要課題であります。

当社の事業内容、働き方、組織としての様々な取り組みなどが、求職者にとって決定的な魅力として伝わるよう、WEBサイト、採用メディア、SNS、個別の面談を通じた情報発信に力を入れております。また、選考の過程においては、求職者と当社のお互いが十分に納得できるまで丁寧に面談を繰り返すなど、採用ミスマッチの低減に努め、この過程で多くの現場人材が採用に関与することで、組織としてのノウハウを積み重ねております。

ＩＴ人材の獲得競争がますます激化する中、優秀な人材を通年で安定的に採用するために、社内採用体制やプロセスを充実させ、広報活動にも力を入れるなど、採用市場におけるブランドの確立を図ってまいります。また、社内外の信頼できる人脈からの推薦によって採用を実現するリファーラル採用も積極的に推進し、人材の確保に努めてまいります。

② 人材の育成と定着

当社において、人材を育成し定着率を高めることは、人材採用と同様に長期安定的な事業成長のための重要な課題であると考えております。

当社では、サービスモデルや組織の在り方自体が社員にとって最大の魅力、最大の学習環境となるよう、事業づくりや組織づくりを推進してまいりました。一方で、ＩＴ人材の市場価値も高まっており、長期定着へ取り組み、離職率を一定の範囲内にとどめることが必須の命題でもあります。

当社では、社員一人ひとりの多様な状況に対応したより働きやすい環境の整備や、株式報酬制度を含む処遇の向上、特化型サービスの複数立ち上げによるキャリアパスの多様化、経営陣との対話や専門スキルを深掘りする機会等を増やすなど、個々の能力を最大限に引き出し、組織としての魅力をより高めるために、今後も積極的に定着率の維持向上に注力してまいります。

③ シェアード・エンジニアリング（基幹技術）のノウハウの蓄積

当社の基幹技術となる「シェアード・エンジニアリング」（注）のノウハウをさらに蓄積し、充実させていくことは当社事業の競争優位性を高めるうえでも必要不可欠です。当社サービスにおける事例をはじめ、事業スキームや社内制度・人事制度の改定、社内ＩＴシステムへの投資等を通じて、ＩＴや人材に関するノウハウを蓄積し、活用していくことで、さらなるサービス品質の向上と競争優位性を高めてまいります。

④　新サービスの開発

主軸である「情シス総合」を基盤とした新しいサービスの開発及び提供を行うことが課題であると考えております。特化型サービスとして立ち上げた内製開発、ＩＴインフラをさらに拡大させるための体制強化に努めてまいります。また、当社の人材とWebサイトによる連携サービスの提供、当社が蓄積するＩＴ及び中堅・中小企業のビジネスに関するノウハウを活用した新サービスの開発など、情シス総合と部分的に競合するサービスをつくることで、互いの品質向上、収益向上、顧客の共有、人材や知識の共有が継続する状態を目指して取り組んでまいります。

⑤　既存事業の深化と拡大

当社事業の成長を加速させるため、「シェアード社員®」サービスの品質を高めるとともに、外部資源の活用や企業間連携の可能性を推進してまいります。既存事業を通じて蓄積した経営資源を活かし、当社事業とのシナジーが十分に期待できるＭ＆Ａや事業提携等の戦略的な選択肢についても実現に向けて取り組んでまいります。

⑥　システム基盤の強化

当社の「シェアード社員®」サービスは、当社の人的・知的資源を時間単位で顧客に提供していることから、管理する基幹システムの稼働の安定性を確保することが重要な課題であると認識しております。基幹システムの安定稼働と、システム基盤及び機能の継続的な強化を図ってまいります。

⑦　個人情報の取扱い及び情報管理体制の強化

当社は、提供するサービスの特性上、顧客の機密情報及び個人情報を多く取り扱っております。そのため、個人情報の取り扱い及び情報管理体制をさらに強化することが課題であると考えております。これら情報等の取り扱いについては、情報セキュリティマネジメントシステム国際規格（ISO/IEC27001）の認証を取得し、個人情報や機密情報に関する取り扱いを社内規程に定め、社内研修の実施等によりセキュリティ意識の喚起や情報リテラシーの向上に努めてまいります。

⑧　法令遵守の体制強化

当社の「シェアード社員®」サービスは、準委任契約により事業を行っております。「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年４月17日 労働省告示第37号）に従い、労働者派遣事業との違いを厳正に適用し、法令に則った事業運営が不可欠であります。そのため、法令遵守の体制をよりいっそう強化することが課題であると考えております。社内においては、入社時研修や定期的な講習及び顧客ごとの定期的なアンケートによる全件調査など、継続的な周知徹底に努めてまいります。

⑨　内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの強化

当社が今後の事業環境の変化に対応し、また新たに事業拡大を進めるためには、内部管理体制を強化していくことが重要であると認識しております。内部統制の実効性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実していくことで、リスク管理の徹底や業務の効率化を図ってまいります。

（注）シェアード・エンジニアリングとは、限りある人的資源や知識資源をオープンかつ安全に共有する独自技術であり、当社事業の基盤となる技術をいいます。

（11）主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社は、「シェアード・エンジニアリング」を基盤として、ＩＴ人材と知識をシェアする「コーポレートＩＴ部門の業務支援事業」を展開しております。

限りある人的資源や知的資源をオープンかつ安全に共有し、顧客が抱えるコーポレートＩＴの課題を解決することで、成長支援に貢献できるものと考えております。シェアする範囲は幅広く、ＩＴに関する人材、技術、知識、人脈、また人材採用、社員育成、組織づくりのノウハウなど、企業活動全般に係るシェアの技術が当社の強みであると認識しております。

（12）主要な営業所（2025年12月31日現在）

本社　東京都千代田区神田駿河台四丁目３番地

（13）従業員の状況（2025年12月31日現在）

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
307	34.9	4.2	6,408,866

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

（14）主要な借入先（2025年12月31日現在）

該当事項はありません。

（15）その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　23,200,000 株

（注）2025年７月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行可能株式総数は11,600,000株増加しております。

（2）発行済株式の総数　7,963,200 株（自己株式224株を含む）

（注）１．株式分割（１株を２株に分割）の実施により、発行済株式の総数は3,974,000株増加しております。
２．新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が15,200株増加しております。

（3）株主数　3,039 人

（4）単元株式数　100 株

（5）大株主

株主名	持株数	持株比率
エス・アセットマネジメント株式会社	2,000,000株	25.12%
須田　騎一朗	1,277,900	16.05
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	302,200	3.80
岡　美恵子	187,600	2.36
ユナイトアンドグロウ従業員持株会	158,000	1.98
槇田　重夫	130,600	1.64
須田　愛子	120,000	1.51
MSIP CLIENT SECURITIES	118,800	1.49
渡部　裕之	110,200	1.38
BANQUE PICTET AND CIE SA RP ACTIONS MARCHES DEVELOPPES SMALL AND MID CAP	107,600	1.35

（注）１．持株比率は自己株式（224株）を控除して計算しております。
２．持株比率は小数点第３位を四捨五入しております。

（6）その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年11月14日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員を対象としたインセンティブ・プランとして従業員向け株式交付信託を導入しております。2025年12月31日現在において、上記制度の運営のために設定された株式交付信託につき株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式は、56,000株です。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	須田　騎一朗	エス・アセットマネジメント株式会社 代表取締役 ビズメイツ株式会社 社外取締役
取締役	髙井　庸一	HR本部長
取締役	岡　美恵子	管理本部長
取締役	齋藤　智芳	インソーシング事業本部長
取締役	平林　由義	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 相談役 株式会社Bio Search 取締役 生活協同組合コープランド東京 理事
常勤監査役	肥後　一雄	―
監査役	依田　修一	桐蔭横浜大学法学部 客員教授 一般社団法人精神医学研究所附属東京武蔵野病院 監事 ワタキューセイモア株式会社 監査役
監査役	鈴木　雅子	日本信号株式会社 社外取締役(監査等委員) 国立大学法人静岡大学 経営協議会委員
監査役	蓮池　隆夫	―

（注）1．取締役 平林由義氏は、社外取締役であります。
2．監査役 肥後一雄氏、監査役 依田修一氏、監査役 鈴木雅子氏、監査役 蓮池隆夫氏は、社外監査役であります。
3．当社は、社外取締役 平林由義氏並びに社外監査役 肥後一雄氏、依田修一氏、鈴木雅子氏及び蓮池隆夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、社外取締役については480万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額、監査役については法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合には補填の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役の協議にて決定することとしております。

当社の報酬総額については、2023年３月29日開催の第18期定時株主総会において、取締役については年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）、監査役については年額50,000千円以内として決議されております（使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない）。当該定めに係る取締役の員数は５名（うち社外取締役１名）、監査役は４名（うち社外監査役４名）であります。

当社は、2021年２月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針等を以下のように定めております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

(基本方針)

(a) 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とする。

(b) 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。

(c) 個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とする。

(d) 企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とする。

(報酬の構成)

(a) 業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績に応じて変動する業績連動報酬により構成する。

(b) 監督機能を担う社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

(基本報酬)

月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて世間水準、経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

(業績連動報酬)

現金報酬とし、各事業年度の業績や目標値に対する達成度合いから算出した額を、担当業務の役割や成果に応じ、賞与として毎年一定の時期に支給する。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

(a) 個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役社長が委任を受け、決定する。

(b) 前項の権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬である賞与の配分とする。

(c) 当該権限が適切に行使されるよう、委任を受けた取締役社長は、社外取締役に諮問を行い決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	126,200 （3,000）	91,200 （3,000）	35,000 （－）	5 （1）
監　査　役 （うち社外監査役）	15,000 （15,000）	15,000 （15,000）	－ （－）	4 （4）
合　　計 （うち社外役員）	141,200 （18,000）	106,200 （18,000）	35,000 （－）	9 （5）

（注）1．取締役会は、代表取締役 須田騎一朗に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に社外取締役に諮問を行っております。

2．業績連動報酬等に係る業績指標は当事業年度の業績及び目標値に対する達成度合いであり、各担当業務の成果に応じて算定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏　名	兼任の職務	兼職先	当社との関係
平林由義	相談役	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	特別の関係はありません
	取締役	株式会社Bio Search	特別の関係はありません
	理事	生活協同組合コープランド東京	特別の関係はありません
依田修一	客員教授	桐蔭横浜大学法学部	特別の関係はありません
	監事	一般社団法人精神医学研究所附属東京武蔵野病院	特別の関係はありません
	非常勤監査役	ワタキューセイモア株式会社	特別の関係はありません
鈴木雅子	社外取締役 (監査等委員)	日本信号株式会社	特別の関係はありません
	経営協議会委員	国立大学法人静岡大学	特別の関係はありません

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役　平　林　由　義	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、会社経営やＩＴ分野での経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。客観的・中立的立場からの助言、提言は当社のガバナンスの維持・強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。
社外監査役　肥　後　一　雄	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会15回のすべてに出席し、企業経営の豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役　依　田　修　一	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会15回のすべてに出席し、弁護士としての経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役　鈴　木　雅　子	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会15回のすべてに出席し、企業経営及び監査の経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役　蓮　池　隆　夫	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会15回のすべてに出席し、業務管理及び監査の幅広い見識に基づき適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

（2）報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査人員数、監査日程、当社の規模等を勘案したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

① 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（a）役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを認識し、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を定め、役職員に周知徹底を行っております。

（b）取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断の原則に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っております。

（c）監査役は、内部監査室及び会計監査人との連携を図るとともに、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査し、必要に応じて取締役会で意見を述べております。

（d）内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、役職員が法令、定款、社内規程等を遵守していることについて内部監査を実施しております。

（e）法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報窓口を設け、「内部通報規程」に基づき適切な運用を行っております。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理のための体制

（a）取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、「社内情報管理規程」等を定めて情報管理の責任体制を明確化し、「文書管理規程」等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切な保存及び管理を行っております。

（b）取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて前項の書類等を閲覧することができることとしております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（a）事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対応すべく、「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づき各部門長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握及び管理を行っております。

（b）コンプライアンス・リスク委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。

（c）不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の外部アドバイザリーと連携し、損失の拡大を防止し、これを最小限にすべく体制を整えております。
（d）役職員に対し、コンプライアンス及びリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施いたします。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（a）取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月１回開催する他、必要に応じて、臨時取締役会を開催しております。
（b）取締役の職務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われる体制を構築することとしております。
（c）取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしております。

⑤　当社における業務の適正を確保するための体制
（a）当社は、「職務権限規程」等を定め、決裁権限及び責任を明確化し、適正な執行体制を構築することとしております。
（b）当社における不適切な取引等を防ぐため、監査役会、会計監査人及び内部監査室が連携して監査体制を整備しております。

⑥　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
（a）監査役が監査役の業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、専任又は兼任の使用人を設置することとしております。
（b）当該使用人の人事評価、人事異動等については、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努めております。

⑦　当社の役職員が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
（a）役職員は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告することとしております。
（b）取締役社長は、内部通報制度による通報状況を監査役へ報告しております。

（c）監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて役職員に説明を求めること及び必要な書類の閲覧を行うことができることとしております。
（d）監査役へ報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（a）監査役は、取締役社長、取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
（b）監査役がその職務の執行について、必要な費用の支払いあるいは前払い等の請求をしたときは、担当部署にて精査のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制
（a）当社の業務内容に適合した組織構造を構築するとともに、財務報告に係る職務の分掌を明確化し、権限や職責の適切な分担を行っております。
（b）「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、有効な内部統制の整備・運用・評価を実施し、財務報告の記載内容の適正性及び信頼性の向上を図っております。

⑩　反社会的勢力排除のための体制
（a）当社は、「反社会的勢力対応規程」を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応することとしております。
（b）反社会的勢力との一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 法令及び定款に適合するための体制

当社は、役職員を対象としたインサイダー取引防止及びコンプライアンス教育・研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行うとともに、内部通報窓口を設置し適切に運用しております。

② 取締役の職務執行

当社は、定時取締役会を12回、臨時取締役会を２回開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定したほか、法令及び定款への適合性や業務の適正性の観点から業務執行状況の監督を行いました。

③ 監査役の職務執行

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等の重要な会議に出席し取締役の意思決定の過程及び業務執行の把握に努めております。また、会計監査人及び内部監査部門と監査における状況及び課題について定期的に意見交換を行っております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**3,150,509**	**流動負債**	**1,221,666**
現金及び預金	3,108,396	買掛金	4,914
貯蔵品	19	リース債務	1,566
前払費用	36,217	未払金	233,759
その他	5,875	未払費用	22
固定資産	**324,873**	未払法人税等	112,427
有形固定資産	**70,088**	契約負債	700,884
建物（純額）	58,059	預り金	16,531
工具、器具及び備品（純額）	9,445	株式給付引当金	26,857
リース資産（純額）	2,583	その他	124,702
無形固定資産	**118,490**	**固定負債**	**13,374**
ソフトウエア	117,265	リース債務	1,010
商標権	1,225	資産除去債務	12,364
投資その他の資産	**136,294**	**負債合計**	**1,235,040**
投資有価証券	25,149	純資産の部	
敷金	54,748	**株主資本**	**2,240,342**
繰延税金資産	56,396	資本金	349,432
		資本剰余金	328,577
		資本準備金	309,432
		その他資本剰余金	19,144
		利益剰余金	1,601,360
		その他利益剰余金	1,601,360
		繰越利益剰余金	1,601,360
		自己株式	△39,029
		純資産合計	**2,240,342**
資産合計	**3,475,382**	**負債純資産合計**	**3,475,382**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2025年 1 月 1 日から
2025年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,514,731**
売上原価		**1,872,947**
売上総利益		**1,641,784**
販売費及び一般管理費		**1,081,397**
営業利益		**560,387**
営業外収益		
受取利息	3,667	
その他	200	3,867
営業外費用		
支払利息	119	
投資事業組合運用損	2,434	
固定資産除却損	39	
その他	13	2,606
経常利益		**561,647**
税引前当期純利益		**561,647**
法人税、住民税及び事業税	171,504	
法人税等調整額	△20,750	150,753
当期純利益		**410,894**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年 1 月 1 日から
2025年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	348,102	308,102	19,144	327,247
当期変動額				
新株の発行	1,330	1,330		1,330
剰余金の配当				
当期純利益				
当期変動額合計	1,330	1,330	－	1,330
当期末残高	349,432	309,432	19,144	328,577

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,405,122	1,405,122	△39,029	2,041,443	2,041,443
当期変動額					
新株の発行				2,660	2,660
剰余金の配当	△214,655	△214,655		△214,655	△214,655
当期純利益	410,894	410,894		410,894	410,894
当期変動額合計	196,238	196,238	－	198,898	198,898
当期末残高	1,601,360	1,601,360	△39,029	2,240,342	2,240,342

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

投資事業有限責任組合への出資

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　　最終仕入原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

建物は定額法、その他は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　8～18年

工具、器具及び備品　　4～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウエア　　5年

商標権　　10年

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

株式給付引当金

株式交付信託による従業員への当社株式の交付に備えるため、従業員向け株式交付規程に基づき、従業員に付与されたポイントに応じた株式の交付見込み額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、中堅・中小企業を対象にコーポレートＩＴの人と知識をシェアする会員制サービス「シェアード社員®」を提供しております。履行義務はシェアード社員が作業を顧客に提供することであり、作業の提供に応じて顧客が便益を享受するため、当該履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断しております。収益は顧客の検収を受けたシェアード社員のサービス提供時間数に基づき金額を算定し、各月の収益として認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1か月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

（貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額

建物	38,090千円
工具、器具及び備品	12,886千円
リース資産	10,058千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	3,974,000株	3,989,200株	－	7,963,200株

（注）1．2025年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。
2．発行済株式数の増加のうち、3,974,000株は株式分割によるものであります。
3．発行済株式数の増加のうち、15,200株は新株予約権の権利行使によるものであります。

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	28,112株	28,112株	－	56,224株

（注）1．2025年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。
2．発行済株式数の増加は株式分割によるものであります。
3．当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式がそれぞれ28,000株、56,000株含まれております。

3．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年３月27日定時株主総会	普通株式	95,373	24	2024年12月31日	2025年３月28日
2025年８月14日取締役会	普通株式	119,282	30	2025年６月30日	2025年９月１日

（注）１．2025年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、１株当たり配当額については、当該株式分割前の金額を記載しております。

２．2025年3月27日定時株主総会決議及び2025年8月14日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、従業員向け株式交付信託に対する配当金がそれぞれ672千円、840千円含まれております。

３．2025年8月14日取締役会決議による普通株式の配当金は、創業20周年記念配当であります。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年３月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	103,518	13	2025年12月31日	2026年３月26日

（注）配当金の総額には、従業員向け株式交付信託に対する配当金728千円が含まれております。

4．当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

第６回新株予約権　　普通株式40,400株

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9,432千円
未払事業所税	1,751千円
未払賞与	29,512千円
未払法定福利費	4,977千円
資産除去債務	3,897千円
株式給付引当金	8,223千円
その他	789千円
繰延税金資産合計	58,583千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する費用	2,186千円
繰延税金負債合計	2,186千円
繰延税金資産の純額	56,396千円

2．決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が2025年３月31日に公布され、2026年４月１日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。

これに伴い、2027年１月１日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.62％から31.52％に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資金の管理、運用については、高格付の金融機関への資金預入等に限定し、高い安全性と適切な流動性を確保しております。また、デリバティブ取引等の投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

敷金は、オフィスの賃貸借契約及び社宅の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資事業有限責任組合への出資であり、投資先の事業リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクについては、社内規程に従い、期日・残高管理を行っており、定期的に信用状況を把握する体制としております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

為替や金利変動リスクについては、円貨建てに限定することや借入金の分割弁済によりその影響を緩和するとともに、当社経理財務部において管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社経理財務部が資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 事業リスク（投資先の事業に係るリスク）の管理

投資事業有限責任組合への出資については、定期的に投資事業有限責任組合の財政状態を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金	54,748	40,274	△14,474
資産計	54,748	40,274	△14,474

(注) 1．現金は注記を省略しており、預金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2．市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度
投資事業組合出資金	25,149

投資事業組合出資金は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	40,274	－	40,274
資産計	－	40,274	－	40,274

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価については、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、コーポレートＩＴ部門の業務支援事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

	当事業年度（千円）
情シス総合	3,171,422
内製開発	207,518
ＩＴインフラ	135,790
顧客との契約から生じる収益	3,514,731
外部顧客への売上高	3,514,731

2．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

（1）顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当事業年度（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,934
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	－
契約負債（期首残高）	571,722
契約負債（期末残高）	700,884

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、539,484千円であります。

契約負債は、主に一定の期間にわたり充足される履行義務として収益を認識する顧客との契約に基づき顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予定される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　283円34銭

２．１株当たり当期純利益　52円05銭

（注）１．2025年７月１日付けで普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

２．株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は56,000株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は56,000株であります。

（その他の注記）

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、当社従業員を対象としたインセンティブ・プランとして「従業員向け株式交付信託」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

（1）取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託が当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランです。当該ポイントは、当社取締役会が定める従業員向け株式交付規程に従って、従業員の表彰等に応じて付与されるものであり、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数により定まります。本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の期末帳簿価額は38,863千円、株式数は56千株であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

ユナイトアンドグロウ株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥　津　佳　樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹　田　　裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユナイトアンドグロウ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０２５年1月1日から２０２５年１２月３１日までの第２１期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年２月20日

ユナイトアンドグロウ株式会社　監査役会

常勤監査役　肥後一雄　㊞
監査役　依田修一　㊞
監査役　鈴木雅子　㊞
監査役　蓮池隆夫　㊞

（註）当社監査役は全員社外監査役であります

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ２階
ソラシティカンファレンスセンター Terrace Room
TEL 03－6206－4855

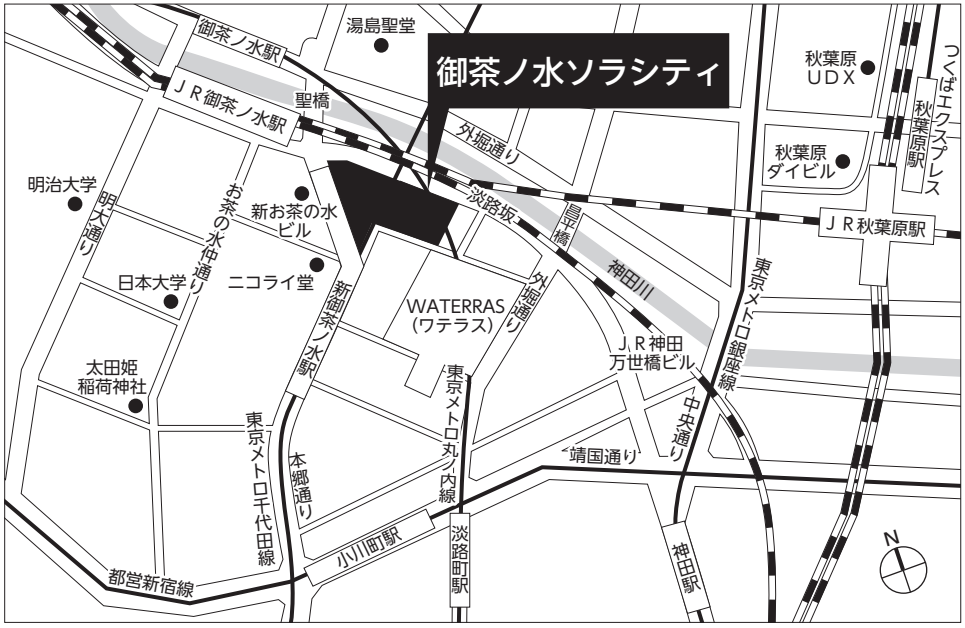

交通　ＪＲ：御茶ノ水駅　　聖橋口より　徒歩約１分
東京メトロ千代田線：新御茶ノ水駅　　聖橋方面改札直結
東京メトロ丸ノ内線：御茶ノ水駅　　出口１より　徒歩約４分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。